

～愛媛県犯罪被害者等支援金の給付について～

愛媛県では、県と市町が一体となって、殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）を給付します。

犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギョつとちゃん」



対象となる犯罪被害	日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害（過失犯除く）に限ります。）
給付が受けられる要件	犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、愛媛県内に住所を有する犯罪被害者及び御遺族
見舞金（支援金）の種類・給付額・給付対象者	
○遺族見舞金	給付額 60万円 <給付対象者> 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の御遺族であって、犯罪行為が行われた時に愛媛県内に住所を有する第1順位遺族（以下の遺族のうち、最も数字の小さい遺族） 1. 【1】配偶者（事実婚を含む。） 2. 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた 【2】子【3】父母【4】孫【5】祖父母【6】兄弟姉妹 3. 生計を維持していない犯罪被害者の 【7】子【8】父母【9】孫【10】祖父母【11】兄弟姉妹 ※第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることができません。
○重傷病見舞金	給付額 30万円 <給付対象者> 犯罪行為によって、重傷病（療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断をされた）を負った犯罪被害者御本人
○精神療養支援金	給付額 5万円 <給付対象者> 犯罪行為によって、精神疾患（療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断をされた）を負った犯罪被害者御本人
給付がされない場合	◇犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む）がある場合（ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除きます。） ◇犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合 ◇犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団員である場合のほか、暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合 ◇その他事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合 等
申請に必要な書類	申請様式及び申請に必要な添付書類については、詳しくは愛媛県や市町のホームページを御確認ください。

給付決定の取り消し・返還	給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認められたときは、給付決定が取り消され、返還をしなければなりません。
申請方法・申請期限	<p><申請方法> お住いの以下の市町の窓口へ直接御持参ください。 不明な点がございましたら、県又はお住いの市町の窓口へ、電話等にてお問い合わせください。</p> <p><申請期限> 当該犯罪行為を知った日から1年以内（ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過した時は申請することができません）</p>

<市町>

市町	担当課	電話番号	市町	担当課	電話番号
松山市	市民生活課	089-948-6447	東温市	社会福祉課	089-964-4406
今治市	防災危機管理課	0898-36-1558	上島町	総務課	0897-77-2500
宇和島市	総務課	0895-49-7005	久万高原町	総務課	0892-21-1111
八幡浜市	総務課	0894-22-5988	松前町	危機管理課	089-989-5103
新居浜市	危機管理課	0897-65-1282	砥部町	企画政策課	089-962-7250
西条市	人権擁護課	0897-52-1360	内子町	総務課	0893-44-6150
大洲市	危機管理課	0893-24-1742	伊方町	総務課	0894-38-2655
伊予市	福祉課	089-982-7330	松野町	町民課	0895-42-1113
四国中央市	地域振興課 市民くらしの相談室	0896-28-6143	鬼北町	総務財政課	0895-45-1111
西予市	人権啓発課	0894-62-6492	愛南町	総務課	0895-72-1211

<愛媛県>

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課
消費・くらし安全安心グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
(電話) 089-912-2336

